

観光振興事業(公共交通利用環境の革新等事業)の対象について

我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(指定市区町村)に係る観光地(特定観光地)に至るまでの、公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間(指定区間)に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)

指定区間

対象: 指定区間を運行する乗合バス、指定区間内のバスターミナル

乗合バスの例

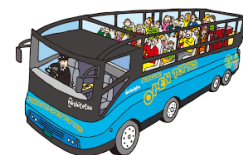
連節バス



リフト付きバス(空港アクセス)



オープントップバス等



補助対象

始点

空港

港湾



補助対象

経由地

指定区間内の
駅・バス
ターミナル



補助対象外

補助対象

終点



バスターミナル

レンタカー
営業所

補助対象

補助対象

経由地外
指定区間外

補助対象外

補助対象

タクシー

貸切バス

営業区域

営業区域

営業区域

営業区域

対象: 指定区間の駅・ターミナル等を営業区域に含む貸切バス、タクシー事業者、指定区間の駅・ターミナル等又はその周辺に営業所を持つレンタカー事業者